

○東大阪市いじめ問題調査委員会規則

平成27年3月31日東大阪市規則第28号

改正

令和3年3月31日規則第37号

令和3年12月1日規則第85号

東大阪市いじめ問題調査委員会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、東大阪市いじめの防止等に関する条例（平成27年東大阪市条例第2号。以下「条例」という。）第19条第6項の規定に基づき、東大阪市いじめ問題調査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

（調査員）

第3条 条例第19条第3項の調査員（以下「調査員」という。）は、調査に必要な専門的知識、経験等を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 調査員は、委員会の指示に従い調査を行い、書面等によりその結果を委員会に報告しなければならない。

（委員及び調査員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 調査員の任期は、当該調査員に係る調査が終了するまでとする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の会議は、公開しない。ただし、議長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

4 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会議の特例）

第7条 委員長は、特に緊急を要するため委員会を招集する時間的余裕がないことが明らかである場合その他やむを得ない事由のある場合は、委員に議案の概要を記載した書面を送付し、又は議案の概要を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を送信した上で賛否その他の意見を徴することにより委員会の会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「出席しなければ、開く」とあるのは「書面又は次条第1項に規定する電磁的記録により意見を提出しなければ、成立させる」と、同条第4項中「出席委員」とあるのは「意見を提出した委員」と、「議長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

（関係者の出席等）

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、人権文化部において処理する。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 条例第19条第2項の規定による委嘱後最初の委員会の招集及び委員長が選出されるまでの間における委員会の運営は、市長が行う。

附 則（令和3年3月31日規則第37号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月1日規則第85号）

この規則は、公布の日から施行する。